

公開買付説明書

平成27年 2 月

三菱瓦斯化学株式会社

(対象者：株式会社 J S P)

公開買付説明書

本説明書により行行公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	三菱瓦斯化学株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
【電話番号】	東京 3283局 5080
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 吉田 晋
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	三菱瓦斯化学株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目5番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、三菱瓦斯化学株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社JSPをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書及び本書に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性がありますので、この将来に関する記述に全面的に依拠して、投資等の判断を行なうことは差し控えてください。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。
- 本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含

みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

目 次

	頁
第1 公開買付要項	1
1. 対象者名	1
2. 買付け等をする株券等の種類	1
3. 買付け等の目的	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数	7
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合	11
6. 株券等の取得に関する許可等	12
7. 応募及び契約の解除の方法	13
8. 買付け等に要する資金	15
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況	17
10. 決済の方法	17
11. その他買付け等の条件及び方法	18
第2 公開買付者の状況	20
1. 会社の場合	20
2. 会社以外の団体の場合	21
3. 個人の場合	21
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況	22
1. 株券等の所有状況	22
2. 株券等の取引状況	37
3. 当該株券等に関して締結されている重要な契約	37
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約	37
第4 公開買付者と対象者との取引等	38
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容	38
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容	38
第5 対象者の状況	39
1. 最近3年間の損益状況等	39
2. 株価の状況	39
3. 株主の状況	39
4. 継続開示会社たる対象者に関する事項	40
5. 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等	41
6. その他	41
公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	42
対象者に係る主要な経営指標等の推移	46

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社 J S P

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）13,212,982株（株式所有割合（注）42.06%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としています。この度、当社は、平成27年2月4日開催の取締役会において、対象者とのさらなる資本業務提携強化を目的として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

（注）対象者が平成26年11月7日に提出した第57期第2四半期報告書（以下「第57期第2四半期報告書」といいます。）に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数31,413,473株に対する割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。）をいいます。以下同じです。

なお、当社は、本公開買付けに際し、対象者との間で、平成27年2月4日付けで資本業務提携に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。本基本合意書の内容につきましては、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）を締結しています。

本公開買付けは対象者を連結子会社化することを目的とするものであり、当社は本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を2,807,900株（株式所有割合8.94%）としています。なお、本公開買付けにより当該2,807,900株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式（16,020,882株）の株式所有割合は51.00%であり、当社及び特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）及び対象者を除きます。）が所有することとなる対象者株式（16,218,844株）の株式所有割合は最大で51.63%となります。本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（2,807,900株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

また、本公開買付けにおいては、対象者を連結子会社化することを目的とするものであることから、買付予定数の下限を2,525,100株（株式所有割合8.04%。なお、本公開買付けにより当該2,525,100株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式（15,738,082株）の株式所有割合は50.10%であり、当社及び特別関係者（ただし、小規模所有者及び対象者を除きます。）が所有することとなる対象者株式（15,936,044株）の株式所有割合は最大で50.73%となります。）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,525,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

本公開買付けの成立後、対象者は当社の連結子会社となる見込みです。なお、対象者が平成27年2月4日に公表した「三菱瓦斯化学株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び三菱瓦斯化学株式会社との資本業務提携のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、(a)対象者と当社の資本業務提携が強化されることで、対象者及び当社の経営基盤の強化、事業ノウハウ、経営資源等の有効活用が可能になると考え、本公開買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると考えられること、(b)本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を含む本公開買付けの諸条件には一定の合理性が認められると考えられることから、平成27年2月4日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される方針であることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議したとのことです。

対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の同意」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの目的及び背景

当社は日本瓦斯化学工業株式会社と三菱江戸川化学株式会社の対等合併により、昭和46年に設立され、独自技術に立脚した製品開発により、メタノールや石油化学製品などの汎用化学品から、エンジニアリングプラスチックや電子材料などの機能製品、さらには食品鮮度保持に用いられる脱酸素剤などの特殊機能材料と、幅広い製品群で事業を展開してまいりました。

当社は平成24年度から平成26年度を対象期間とする現行の中期経営計画（MGC Will2014）の中で、「MGCグループ（注）は、全ての事業活動においてCSRの実践を徹底し、グローバルな舞台で、『独自技術に立脚した特色と存在感のある優良化学会社』として、持続的成長を目指します」をグループビジョンとして掲げ、以下に示す「MGCグループのありたい姿」の実現を目指しています。

（注） MGCグループは、当社及び120超の関係会社から構成される企業集団です。

- CSRの実践により、社会から高い信認を得続ける企業グループ
- 売上高1兆円を超え、「Global Top 30」へ
- 真の高収益・研究開発型企业集団＝“グローバルエクセレンス”の実現

現在、当社は、「MGCグループのありたい姿」に向けた基本方針である、「中核事業の強化」、「不採算事業の再構築」、「新規事業の創出と育成の加速」、「持続的成長を支える〈質〉の向上」に基づいた諸施策を実行中ですが、グローバル化による安価な代替競合品の出現、ITの進展による製品・技術寿命の短期化、地政学的リスクの増大など当社グループを取り巻く事業環境は益々厳しさと複雑さを増しています。このような背景から、「MGCグループのありたい姿」に向けては、当社と多様なグループ企業が連携してグループの企業価値向上を図ることが必要であると考えています。

一方、対象者は、当社の前身である日本瓦斯化学工業株式会社により、合成樹脂事業進出の足掛かりのひとつとして、国内でスチレンペーパーを製造するために昭和37年に設立されました。以来、発泡プラスチックを中核製品として、さまざまな技術開発、市場開拓を重ねながら事業を展開しています。

対象者の現在の主要事業は、発泡ポリスチレン、発泡ポリエチレン、発泡ポリプロピレンを中心とした食品容器、魚箱、ディスプレイ材、住宅用断熱材、土木資材、産業用包装材、バンパーコア材等の各種自動車部品、デジタル家電製品用緩衝材、競技用グラウンド基礎緩衝材の製造・販売です。少子高齢化や国内産業の海外移転などの進展により、国内市場の成長は限定的ですが、ハイブリッド自動車、電気自動車などの軽量化ニーズ、永久帯電防止機能を付与した液晶テレビガラス基板搬送資材、省エネ対応の断熱材分野など、顧客ニーズを確実に満たせば、さらなる成長が期待できる事業分野が広がっていると考えています。発泡プラスチックは、発泡という製品特性上、輸出による大量販売は難しく、汎用領域は地産地消の傾向にあります。海外で販売を拡大するためには海外拠点が必要となるため、対象者は海外展開にも積極的に取り組み、北米、南米、アジア、欧州に拠点を展開することで成長市場を取り込んできました。対象者の強みは、幅広い製品のラインアップと海外展開力、並びにそれを支える高い技術力と応用製品開発力にあります。従来の包装材や緩衝材に加え、断熱材や自動車軽量化材などの高付加価値品を展開する一方、中国での設備増強、インドにおける生産拠点設立、モスクワでの販社設立など、新興国市場への進出を強化しています。

対象者は、これまで自主独立の精神を経営の根幹とし、対象者の役員及び従業員の自主性と創造性を企業価値創造の源泉としており、また、当社も対象者のかかる経営方針を尊重し、当社、対象者各々の発展が、グループ企業価値の向上につながるとの考えに従いグループ経営を行っております。

当社と対象者は、これまでにも製品開発レベルでの協力関係を構築していましたが、グローバル化の進展や新興国の台頭など、両社を取り巻く状況は益々厳しさを増していることから、当社は、平成26年9月上旬、対象者に対し、当社と対象者の製品・技術開発等の業務提携のさらなる強化を共同で検討することの提案を行いました。その後、当社及び対象者は、平成26年9月下旬から本格的に協議を開始し、かかる協議の結果、両社の国内外の事業基盤、ノウハウ及び技術情報等を踏まえた連携並びに人材交流等による成長戦略を推進することにより、両社のシナジーを実現し、それぞれの企業価値を向上させ、以ってグループ企業価値の向上を図ることが重要であるとの判断に至りました。また、かかる施策

の迅速かつ確実な実行に当たっては、当社と対象者との資本関係の一層の強化が重要であるとの判断に至りました。

当社と対象者は、これまで以上に両社のシナジーを創出していくにあたり、以下のような施策が考えられると判断しています。

(i) 研究開発・製造面でのシナジー

当社と対象者は、これまでも、当社の素材原料を対象者で発泡体に加工するなどの研究開発・製造面での協力を進めています。当社の持つ素材開発力と、対象者の加工技術により、製品特性で差異化された製品を開発してきました。両社の連携をさらに強化することで、当社が開発した技術を使った製品を対象者の実機で試作し、量産体制の確立まで行うことで、一層の効率的な開発が可能になります。

対象者のコア技術は、グローバル市場において、主に自動車部品に広く用いられている世界初の無架橋発泡ポリプロピレンのピーブロック（英名ARPRO）、永久帯電防止ポリマーを配合した世界初の画期的な多層高発泡ポリエチレンシートのみらマットエース、プラスチック発泡技術を駆使して開発した高性能・次世代型断熱材のみらフォームΛ等の製品製造に係わる「発泡技術」、「多層化技術」、「懸濁重合技術」であり、発泡製品は、軽量性、緩衝性、断熱性、耐熱性、消音性、耐薬品性などの製品特性により工業分野から生活分野まで幅広い用途に用いられています。その特性は、その樹脂自身が持つ性質に加え、発泡技術、多層化技術、加工技術、金属・無機素材との複合化技術等との融合により多様性が拡大し、そこから生み出される様々な特性を有した製品は、新たな事業領域を創造する可能性を秘めています。将来に向けては、耐熱発泡材分野において、原料に当社の高分子素材等を利用するなど、市場拡大に向けた連携が期待できます。

また、将来的には、当社の技術と対象者の技術を組み合わせることで、先進的な研究開発に着手することも考えられます。

さらに、部材の精密な構造解析や品質保証においては、当社の分析センターを対象者の製品にも活用することが可能であり、効率的な研究開発と製造に貢献するものと思われます。

(ii) 販売面でのシナジー

対象者は国内9カ所に加え、海外に27カ所の拠点（北米：8カ所、南米：1カ所、アジア：10カ所、欧州：8カ所）を有し、多くが自動車メーカーの集積地に立地しています。また、当社も海外に25カ所の拠点（北米：3カ所、南米：1カ所、アジア：19カ所、欧州：1カ所、中東：1カ所）を有し、原料又は顧客に密着した海外展開により、市場でのプレゼンスを高めてきました。両社の国内外の営業基盤・顧客基盤、海外展開力を踏まえた顧客要求への対応力を強化することで、新たな需要や事業領域を創出していくことが期待できます。

(iii) 財務面でのシナジー

本公開買付けの成立後は、対象者は当社の連結子会社となる見込みであり、両社のグループ化により、両社を含む企業グループとしての事業規模が拡大し、財務安定性が増大することにより、事業機会を確実に捉えるための効率的な資金調達が可能になると判断しています。

(iv) 管理面でのシナジー

両社の内部統制を始めとしたコーポレート機能のノウハウの相互活用により、互いにより効率的な管理体制を構築することが可能になると判断しています。

以上のように、当社は、対象者との連携を強化し、経営資源、ノウハウ等を相互に提供・活用することで両社の企業価値を向上させ、以ってグループ企業価値の向上を図るためには、当社と対象者の資本関係の一層の強化が望ましいとの判断に至ったことから、平成27年2月4日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

② 本公開買付け後の経営方針

当社は、対象者が今後も持続的な発展により企業価値を向上させていくためには、対象者の独自の企業文化、経営の自主性を維持することが非常に重要であると認識しています。したがって、本公開買付けの実施後も、現在の経営陣及び従業員の皆様には、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力

していただきたいと考えています。このような考え方を踏まえ、対象者のガバナンス体制及び組織・執行体制等の各種体制、経営方針・経営戦略並びに各種決定事項については対象者の判断に委ねる旨、対象者の商号、本店所在地及びブランドを維持する旨を合意しています。

なお、当社と対象者は、本公開買付けの成立後は、当社が対象者の取締役のうち原則3名を指名することができる旨、うち1名を代表取締役社長として指名することができる旨、及び対象者の監査役のうち原則1名を指名することができる旨、並びに、これらの当社が指名した対象者の取締役及び監査役が、対象者の経営会議に出席することができる旨を合意しています。

詳細については下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは形式的には支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社及び対象者は、当社が対象者株式13,212,982株（株式所有割合42.06%）を所有して対象者を持分法適用関連会社としている状況を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）及びデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社（以下「デロイト トーマツ」といいます。）に対して、それぞれ対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券及びデロイト トーマツは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。当社が野村證券及びデロイト トーマツから取得した対象者の株式価値に関するそれぞれの株式価値算定書（以下、野村證券から取得した株式価値算定書を「野村證券株式価値算定書」、デロイト トーマツから取得した株式価値算定書を「デロイト株式価値算定書」、総称して「本株式価値算定書」といいます。）の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、KPMG FASは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

KPMG FASは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、株式市価法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、対象者はKPMG FASから平成27年2月4日に対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、対象者はKPMG FASから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

対象者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

株式市価法 : 1,901円～2,224円

DCF法 : 1,895円～2,606円

株式市価法では、平成27年2月3日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における直近1ヶ月間の終値単純平均値2,224円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,997円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,901円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,901円から2,224円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成28年3月期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フ

ローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,895円から2,606円までと分析しているとのことです。

なお、DCF法において基礎とした事業計画において大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

③ 対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会的意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部のリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会的意思決定の方法、過程その他の留意点について、法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の同意

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見等については、平成27年2月4日開催の対象者取締役会において、対象者取締役全10名のうち、以下の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない2名を除く取締役8名の全員一致により決議したとのことです。すなわち、対象者取締役のうち、塚本耕三氏は当社の元取締役常務執行役員であり、また、山根祥弘氏は当社の取締役常務執行役員を兼務しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会的意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議及び交渉には参加していないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社との業務提携関係が強化されることで、当社及び対象者の間で進めている製品・技術開発における協力関係を従来以上に深化させることができると考え、本公開買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資するとの認識に至ったとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるKPMG FASより取得した対象者株式価値算定書、並びに対象者における外部のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言を踏まえたうえで、平成27年2月4日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、上記対象者取締役会においては、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議したとのことです。

また、上記対象者取締役会では、以下の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない2名を除く対象者監査役2名全員が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を表明したとのことです。すなわち、対象者監査役のうち、寺西耕一氏は健康上の理由から上記対象者取締役会を欠席したため、上記対象者取締役会における審議には参加していないとのことです（ただし、対象者は、上記対象者取締役会に先立ち、寺西耕一氏に対して、本公開買付けに関する説明を行ったうえで、上記意見を表明することについて、同意を得ているとのことです。）。また、織作正美氏は当社の元代表取締役専務執行役員であり、現在当社の完全子会社であるMGCファーマ株式会社の代表取締役を兼務しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会的意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、上記対象者取締役会における審議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議及び交渉には参加していないとのことです。

(4) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社と対象者は、当社及び当社子会社が対象者株式の買増し又は処分等を行う場合には対象者との合意が必要である旨を合意しており、当社は、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは、現時点で予定しておりません。他方、本公開買付けによる応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、対象者と対応方針を協議する予定ですが、現時点で、具体的な対応方針は未定であり、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得する具体的な予定はありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しています。本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限（2,807,900株）を設定していますので、本公開買付け後の、当社の対象者株式の所有株式数は、最大で16,020,882株（株式所有割合51.00%）にとどまる予定であり、当社及び特別関係者（ただし、小規模所有者及び対象者を除きます。）の対象者株式の所有株式数は、最大で16,218,844株（株式所有割合51.63%）にとどまる予定です。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き東京証券取引所市場第一部における上場が維持される予定です。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

上記「(1) 本公開買付けの概要」のとおり、当社と対象者は、平成27年2月4日付けで、本基本合意書を締結いたしました。本基本合意書の概要は以下のとおりです。

① 本基本合意書の目的

本基本合意書は、両社の収益力の強化、新規事業の創出・育成や経営効率の改善等を図ることにより、両社のシナジーを実現し、それぞれの企業価値を向上させ、以ってグループ企業価値の向上を図ることを目的とする。当社は、本基本合意書に基づく資本業務提携に際しては、対象者の経営における自主性を従前通り尊重する。

② 資本提携の内容

当社は、適用法令及び本基本合意書の定めに従うことを条件として、本公開買付けを行う。対象者は、本公開買付けに賛同する旨（ただし、本公開買付けに応募するかどうかは対象者の株主の判断に委ねる旨）の意見（以下「本賛同意見」といいます。）を公表し、本賛同意見を撤回又は変更しないことが対象者の取締役としての法律上の義務に違反する場合を除き、これを撤回又は変更しない。

③ 業務提携の内容

当社及び対象者は、上記「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの目的及び背景」に記載されたシナジーを創出していくための各施策に関し、両社間の提携・協力の詳細について、誠実に協議のうえ、それらの実現・遂行に向けて誠実に取り組む。

④ 対象者の株式の買増し・処分の禁止等

本公開買付けの実施を除き、当社及び当社子会社が対象者株式の買増し又は処分を行う場合には、当事者間で協議し、事前に書面による合意が整った場合に限り、これらの行為を実施することができる。

対象者は、本公開買付けの完了後、当社グループ（当社及びその子会社（ただし、対象者は除く。）をいう。）が有する対象者株式の数の対象者の発行済株式総数に対する割合が、50%以下となる行為を実施しようとする場合には、当社に対して事前にその旨を通知し、かつ、協議を行う。

また、当社は、本基本合意書の有効期間中、対象者の株式の上場を維持する。

⑤ 対象者の経営体制

対象者のガバナンス体制及び組織・執行体制等の各種体制、経営方針・経営戦略並びに各種決定事項については対象者の判断に委ねる。対象者は、本公開買付けの完了後、一定の重要行為を実施しようとする場合には、当社に対して、事前にその旨を通知する。

当社は、平成27年6月の対象者の第57期定時株主総会以降、対象者の取締役のうち原則3名を（うち1名は代表取締役社長として）指名することができ、対象者の監査役のうち原則1名を指名することができる。また、これらの当社が指名した対象者の取締役及び監査役は、対象者の経営会議に出席することができる。

⑥ 対象者の商号等及びブランドの維持

当社は、対象者の商号、本店所在地及びブランドを維持し、対象者が自らの判断により変更する場合を除き、これを変更しない。

⑦ 有効期間

本基本合意書の有効期間は、対象者が当社の連結子会社に該当することとなることを条件として、本公開買付けの決済日に開始し（ただし、上記②、上記④の第1段落及び第3段落並びに一般条項の有効期間は、本基本合意書締結をもって本基本合意書締結時点から開始し）、本公開買付けが平成27年2月5日までに開始されなかった、本公開買付けが成立しなかった、書面による合意があった、本基本合意書上の義務違反があった又は対象者が当社の連結子会社に該当しなくなったとの理由に基づき本基本合意書が終了するまでの間継続する。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成27年2月5日（木曜日）から平成27年3月9日（月曜日）まで（22営業日）
公告日	平成27年2月5日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成27年3月19日（木曜日）までとなります。

③ 【期間延長の確認連絡先】

連絡先 三菱瓦斯化学株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
東京 3283局 5080
経営企画部長 吉田 晋
確認受付時間 平日9時から17時30分まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	1株につき金2,686円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	当社は、本公開買付け価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券及びデロイト トーマツに対して、それぞれ、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券及びデロイト トーマツは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。 ① 野村證券株式価値算定書の概要 野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成27年2月4日に野村證券株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。 野村證券株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。 市場株価平均法 : 1,901円～2,329円 DCF法 : 2,086円～3,093円 市場株価平均法では、平成27年2月3日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値2,263円、直近5営業日の終値単純平均値2,329円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値2,224円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,997円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,901円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,901円から2,329円までと分析しています。 DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成28年3月期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、2,086円から3,093円までと分析しています。 ② デロイト株式価値算定書の概要 デロイト トーマツは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社はデロイト トーマツから平成27年2月4日にデロイト株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社はデロイト トーマツから、本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。 デロイト株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。 市場株価平均法 : 1,901円～2,329円 DCF法 : 2,231円～2,813円 市場株価平均法では、平成27年2月3日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値2,263円、直近5営業日の終値単純平均値2,329円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値2,224円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,997円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,901円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,901円から2,329円までと分析しています。 DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成27年3月期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、2,231円から2,813円までと分析しています。

	③ 当社による算定 当社は、野村證券及びデロイト トーマツから取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年2月4日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり2,686円とすることを決定いたしました。 本公開買付け価格である1株当たり2,686円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年2月3日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値2,263円に対して18.69%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。）、平成27年2月3日までの直近5営業日の終値単純平均値2,329円に対して15.33%、平成27年2月3日までの直近1ヶ月の終値単純平均値2,224円に対して20.77%、平成27年2月3日までの直近3ヶ月の終値単純平均値1,997円に対して34.50%及び平成27年2月3日までの直近6ヶ月の終値単純平均値1,901円に対して41.29%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。 また、本書提出日の前営業日である平成27年2月4日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値2,270円に対して18.33%のプレミアムを加えた金額となります。
算定の経緯	（本公開買付け価格の決定に至る経緯） 当社は、平成26年9月上旬、対象者に対し、当社と対象者の製品・技術開発等の業務提携のさらなる強化を共同で検討することの提案を行いました。その後、当社及び対象者は、平成26年9月下旬から本格的に協議を開始し、かかる協議の結果、両社の国内外の事業基盤、ノウハウ及び技術情報等を踏まえた連携並びに人材交流等による成長戦略を推進することにより、両社のシナジーを実現し、それぞれの企業価値を向上させ、以ってグループ企業価値の向上を図ることが重要であるとの判断に至りました。また、かかる施策の迅速かつ確実な実行に当たっては、当社と対象者との資本関係の一層の強化が重要であるとの判断に至りました。 なお、当社及び対象者が事業シナジーを実現させ、より一層の企業価値向上を図るために検討している具体的な施策の内容については、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。 当社は、対象者との連携を強化し、経営資源、ノウハウ等を相互に提供・活用することで両社の企業価値を向上させ、以ってグループ企業価値の向上を図るためには、当社と対象者の資本関係の一層の強化が望ましいとの判断に至ったことから、平成27年2月4日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議し、以下の経緯により本公開買付け価格について決定いたしました。 ① 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得 当社は本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券及びデロイト トーマツから取得した本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、野村證券及びデロイト トーマツは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、野村證券及びデロイト トーマツから本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。 ② 当該意見の概要 野村證券は、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。 市場株価平均法 : 1,901円～2,329円 DCF法 : 2,086円～3,093円 デロイト トーマツは、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。 市場株価平均法 : 1,901円～2,329円 DCF法 : 2,231円～2,813円

	③ 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯 当社は、野村證券及びデロイト トーマツから取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年2月4日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり2,686円とすることを決定いたしました。
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,807,900(株)	2,525,100(株)	2,807,900(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,525,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,807,900株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）	28,079
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年2月5日現在）（個）（d）	132,129
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（f）	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年2月5日現在）（個）（g）	1,978
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（i）	—
対象者の総株主等の議決権の数（平成26年9月30日現在）（個）（j）	297,817
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合（a/j）（％）	9.42
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ （％）	54.40

（注1）「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（2,807,900株）に係る議決権の数を記載しています。

（注2）「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年2月5日現在）（個）（g）」は、各特別関係者（ただし、小規模所有者及び対象者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。なお、特別関係者の所有株券等（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年2月5日現在）（個）（g）」は分子に加算しておりません。

（注3）「対象者の総株主等の議決権の数（平成26年9月30日現在）（個）（j）」は、対象者の第57期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（上記四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の単元未満株式31,973株から、平成26年9月30日現在の対象者の保有する単元未満自己株式86株を控除した31,887株に係る議決権の数である318個）を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数（平成26年9月30日現在）（個）（j）」を298,135個として計算しています。

（注4）各特別関係者の所有する対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、各特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募に係る対象者株式等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等を行った後における株券等所有割合」は54.40%を下回ることとなります。

（注5）「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）の前に、本件株式取得に関する事前届出を行う必要があります。公開買付者は、当該届出が受理された後、禁止期間（独占禁止法第10条第8項に規定する、届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでの期間をいいます。以下同じです。）が経過するまでは、本件株式取得を実行することができません。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置（株式の処分や事業の一部譲渡等）を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発するときは、公正取引委員会は、独占禁止法に基づく措置期間（独占禁止法第10条第9項に規定する、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間をいいます。以下同じです。上記届出が受理された日から原則30日ですが、延長又は短縮される場合もあります。）内に、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければならないとされています（同法第49条第5項）。

公開買付者は、平成27年1月8日付けで公正取引委員会に対して本件株式取得についての事前届出を行っており、同日付けで受理されています。そして、公開買付者は、平成27年2月2日付けで公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知書を受領しており、措置期間は、排除措置命令の事前通知を受けることなく終了しています。また、公開買付者は、平成27年2月2日付けで公正取引委員会より30日の期間を25日に短縮する旨の禁止期間の短縮の通知書を受領したため、本件株式取得に関しては、平成27年2月2日の経過をもって禁止期間は終了しています。

② ドイツ競争制限禁止法

公開買付者は、ドイツ連邦共和国の競争制限禁止法（以下「ドイツ競争制限禁止法」といいます。）に基づき、連邦カルテル庁に対し、本件株式取得の前に、本件株式取得に関する事前届出を行う必要があります。当該届出より原則として1ヶ月間の待機期間中は本件株式取得が禁止されますが、その待機期間内に連邦カルテル庁から別途承認を得られれば、ドイツ競争制限禁止法との関係では、公開買付者は同待機期間の経過を待たずに本件株式取得を行うことができます。

本件株式取得についての事前届出は、平成27年1月29日（現地時間）付けで受理されています。なお、同待機期間が満了した場合又は連邦カルテル庁から株式取得を許可する旨の承認が得られた場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を提出いたします。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、上記待機期間が終了せず、かつ、連邦カルテル庁から別途承認も得られない場合は、本公開買付けに係る期間の延長及び決済の開始日の延期が生じる可能性があります。また、かかる状況が発生した場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

③ 米国1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法

公開買付者は、米国の1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法（その後の改正を含みます。以下「米国反トラスト法」といいます。）に基づき、米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会（以下総称して「米国反トラスト当局」といいます。）に対し、本件株式取得の前に、本件株式取得に関する事前届出を行う必要があります。当該届出が受理された日から一定の待機期間（原則15日ですが、延長又は短縮される場合もあります。）内に米国反トラスト当局が裁判所による本件株式取得の差止命令を取得しなければ、公開買付者は、上記待機期間が終了した後に本件株式取得を実行することができます。

本件株式取得についての事前届出は、平成27年2月4日（現地時間）付けで受理されています。なお、上記差止命令が発せられることなく同待機期間が満了した場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を提出いたします。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、上記差止命令が発せられた場合又は上記待機期間が終了しない場合は、本公開買付けに係る期間の延長及び決済の開始日の延期が生じる可能性があります。また、かかる状況が発生した場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(3) 【許可等の日付及び番号】

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付（現地時間）	許可等の番号
日本	公正取引委員会	平成27年2月2日 （排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）	公企経第78号
日本	公正取引委員会	平成27年2月2日 （禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）	公企経第79号

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注1）

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

④ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

⑤ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

⑥ 居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

- ⑦ 応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証 住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

福祉手帳(各種) 旅券(パスポート) 国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの)

在留カード 特別永住者証明書

※本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

※本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

①本人確認書類そのものの有効期限 ②申込書に記載された住所・氏名・生年月日

※郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コールカスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金 (円) (a)	7,542,019,400
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料 (b)	50,000,000
その他 (c)	3,460,000
合計 (a) + (b) + (c)	7,595,479,400

- (注1) 「買付代金 (円) (a)」欄には、買付予定数 (2,807,900株) に本公開買付価格 (2,686円) を乗じた金額を記載しています。
- (注2) 「買付手数料 (b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。
- (注3) 「その他 (c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。
- (注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付終了まで未定です。
- (注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
普通預金	10, 191, 865
計(a)	

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

10, 191, 865千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成27年3月16日（月曜日）

（注）法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成27年3月26日（木曜日）となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,525,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,807,900株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単位（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単位（追加して1単位の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単位未満の株数の部分がある場合は当該1単位未満の株数）減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事由に準ずる事実」とは対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、①ドイツ競争制限禁止法に基づく連邦カルテル庁に対する公開買付者の届出に関し、待機期間が終了せず、かつ、連邦カルテル庁から別途承認も得られない場合、又は②米国反トラスト法に基づく米国反トラスト当局に対する公開買付者の届出に関し、米国反トラスト当局の請求に基づく裁判所による本件株式取得の差止命令が発せられた場合若しくは待機期間が終了しない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第 2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

② 【会社の目的及び事業の内容】

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

④ 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数に 対する所有株式の数の 割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
計					—

(2) 【経理の状況】

① 【貸借対照表】

② 【損益計算書】

③ 【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第87期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月25日
関東財務局長に提出

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第88期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日） 平成26
年11月11日関東財務局長に提出

事業年度 第88期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日） 平成27
年2月10日関東財務局長に提出予定

ハ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

三菱瓦斯化学株式会社
（東京都千代田区丸の内二丁目5番2号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	135,396(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	135,396	—	—
所有株券等の合計数	135,396	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、平成27年2月5日現在、対象者株式1,600,201株を所有していますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数1,289個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	132,129(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	132,129	—	—
所有株券等の合計数	132,129	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	3,267(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	3,267	—	—
所有株券等の合計数	3,267	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、平成27年2月5日現在、対象者株式1,600,201株を所有していますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数1,289個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年2月5日現在）（個）（g）」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(平成27年2月5日現在)

氏名又は名称	株式会社 J S P
住所又は所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号 新日石ビル
職業又は事業の内容	①発泡スチレンペーパーの製造販売 ②発泡ポリオレフィン(ミラマット、ブロック)の製造販売 ③発泡ポリスチレンボード(ミラフォーム、ミラボード)の製造販売
連絡先	連絡者 株式会社 J S P 連絡場所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号 新日石ビル 電話番号 本社 03(6212)6300 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成27年2月5日現在)

氏名又は名称	菱陽商事株式会社
住所又は所在地	〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目1番3号 東京桜田ビル
職業又は事業の内容	①化学製品（当社新潟・水島工場製品他）の販売 ②損害保険及び生命保険代理業
連絡先	連絡者 菱陽商事株式会社 連絡場所 〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目1番3号 東京桜田ビル 電話番号 本社 03(3506)3750 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成27年2月5日現在)

氏名又は名称	菱和エンタープライズ株式会社
住所又は所在地	〒100-8324 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
職業又は事業の内容	①不動産の売買・貸借及びその仲介 ②寮・社宅・研修所の管理、保養所の運営 ③各種事務代行 ④旅行業法に基づく旅行業 ⑤人材派遣業
連絡先	連絡者 菱和エンタープライズ株式会社 連絡場所 〒100-8324 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 電話番号 本社 03(3283)4945 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成27年2月5日現在)

氏名又は名称	フドー株式会社
住所又は所在地	〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番16号 NOF新横浜ビル5階
職業又は事業の内容	①熱硬化性樹脂成形材料等の製造・販売 ②大型低発泡成形品の製造販売 ③プラスチック成形材料、成形機械の仕入販売 ④レニー成形材料の受託加工 ⑤炭素繊維強化樹脂成形品の製造と加工販売 ⑥工作機械部品の製造・販売 ⑦キシレン樹脂の販売
連絡先	連絡者 フドー株式会社 連絡場所 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番16号 NOF新横浜ビル5階 電話番号 本社 045(548)4210 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成27年2月5日現在)

氏名又は名称	エイ・ジイ・インタナショナル・ケミカル株式会社
住所又は所在地	〒100-8324 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル
職業又は事業の内容	高純度イソフタル酸の製造販売
連絡先	連絡者 エイ・ジイ・インタナショナル・ケミカル株式会社 連絡場所 〒100-8324 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル 電話番号 本社 03(3283)4916 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成27年2月5日現在)

氏名又は名称	株式会社日本ファインケム
住所又は所在地	〒100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目3番2号 内幸町東急ビル9階
職業又は事業の内容	① 無機及び有機化学製品の製造、販売 ② 医薬品、医薬部外品及び食品添加物の製造、販売 ③ 農薬及び飼料添加物の製造、販売 ④ 電気機械器具部品及び電子部品ならびにそれを応用した計測機器の製造、販売
連絡先	連絡者 株式会社日本ファインケム 連絡場所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目3番2号 内幸町東急ビル9階 電話番号 本社 03(5511)4600
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成27年 2 月 5 日現在)

氏名又は名称	日本ユピカ株式会社
住所又は所在地	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 4 番13号 マードレ松田ビル
職業又は事業の内容	①不飽和ポリエステル樹脂の製造・販売 ②エポキシアクリレートの製造・販売 ③各種塗料用樹脂の製造・販売 ④各種メタクリル酸エステルの製造販売 ⑤その他関連製品の仕入れ、販売
連絡先	連絡者 日本ユピカ株式会社 連絡場所 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 4 番13号 マードレ松田ビル 電話番号 本社管理部 03(6850)0251
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成27年 2 月 5 日現在)

氏名又は名称	塚本 耕三
住所又は所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル (株式会社 J S P 所在地)
職業又は事業の内容	対象者 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社 J S P 連絡場所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル 電話番号 本社 03(6212)6300 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 2 月 5 日現在)

氏名又は名称	臼井 宏
住所又は所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル (株式会社 J S P 所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役専務執行役員
連絡先	連絡者 株式会社 J S P 連絡場所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル 電話番号 本社 03(6212)6300 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 2 月 5 日現在)

氏名又は名称	斉藤 吉成
住所又は所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル (株式会社 J S P 所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役専務執行役員
連絡先	連絡者 株式会社 J S P 連絡場所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル 電話番号 本社 03(6212)6300 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 2 月 5 日現在)

氏名又は名称	小野 秀夫
住所又は所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル (株式会社 J S P 所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役常務執行役員
連絡先	連絡者 株式会社 J S P 連絡場所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル 電話番号 本社 03(6212)6300 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 2 月 5 日現在)

氏名又は名称	及川 泰男
住所又は所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル (株式会社 J S P 所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役常務執行役員
連絡先	連絡者 株式会社 J S P 連絡場所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル 電話番号 本社 03(6212)6300 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 2 月 5 日現在)

氏名又は名称	若林 功一
住所又は所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル (株式会社 J S P 所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役常務執行役員
連絡先	連絡者 株式会社 J S P 連絡場所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル 電話番号 本社 03(6212)6300 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 2 月 5 日現在)

氏名又は名称	近藤 正
住所又は所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル (株式会社 J S P 所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役執行役員
連絡先	連絡者 株式会社 J S P 連絡場所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル 電話番号 本社 03(6212)6300 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 2 月 5 日現在)

氏名又は名称	鈴木 高德
住所又は所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル (株式会社 J S P 所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役執行役員
連絡先	連絡者 株式会社 J S P 連絡場所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル 電話番号 本社 03(6212)6300 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 2 月 5 日現在)

氏名又は名称	七間 清孝
住所又は所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル (株式会社 J S P 所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役執行役員
連絡先	連絡者 株式会社 J S P 連絡場所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル 電話番号 本社 03(6212)6300 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 2 月 5 日現在)

氏名又は名称	寺西 耕一
住所又は所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル (株式会社 J S P 所在地)
職業又は事業の内容	対象者 監査役
連絡先	連絡者 株式会社 J S P 連絡場所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル 電話番号 本社 03(6212)6300 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 2 月 5 日現在)

氏名又は名称	橋本 雅司
住所又は所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル (株式会社 J S P 所在地)
職業又は事業の内容	対象者 監査役
連絡先	連絡者 株式会社 J S P 連絡場所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル 電話番号 本社 03(6212)6300 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年2月5日現在)

氏名又は名称	木嶋 純
住所又は所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号 新日石ビル (株式会社J S P 所在地)
職業又は事業の内容	対象者 監査役
連絡先	連絡者 株式会社J S P 連絡場所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号 新日石ビル 電話番号 本社 03(6212)6300 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

② 【所有株券等の数】
株式会社J S P

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 対象者の第57期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数は1,599,886株ですが、対象者によれば、その後平成27年2月5日までに単元未満株式の買取請求により所有株式数が増加し、1,600,201株を所有しているとのことです。

(注2) 特別関係者である対象者は、平成27年2月5日現在、対象者株式1,600,201株を所有していますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

菱陽商事株式会社

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	865 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	865	—	—
所有株券等の合計数	865	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

菱和エンタープライズ株式会社

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	784(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	784	—	—
所有株券等の合計数	784	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

フドー株式会社

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	329(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	329	—	—
所有株券等の合計数	329	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	159(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	159	—	—
所有株券等の合計数	159	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) エイ・ジイ・インタナショナル・ケミカル株式会社は、小規模所有者に該当いたしますので、エイ・ジイ・インタナショナル・ケミカル株式会社の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年2月5日現在）（個）(g)」に含めておりません。

株式会社日本ファインケム

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	159(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	159	—	—
所有株券等の合計数	159	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 株式会社日本ファインケムは、小規模所有者に該当いたしますので、株式会社日本ファインケムの「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年2月5日現在）（個）(g)」に含めておりません。

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	159(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	159	—	—
所有株券等の合計数	159	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 日本ユピカ株式会社は、小規模所有者に該当いたしますので、日本ユピカ株式会社の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

塚本 耕三

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	73(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	73	—	—
所有株券等の合計数	73	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 塚本耕三氏は、小規模所有者に該当いたしますので、塚本耕三氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、塚本耕三氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(7,326株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数73個を含めております。

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	90(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	90	—	—
所有株券等の合計数	90	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 臼井宏氏は、小規模所有者に該当いたしますので、臼井宏氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、臼井宏氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(2,846株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数28個を含めております。

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	128(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	128	—	—
所有株券等の合計数	128	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 斉藤吉成氏は、小規模所有者に該当いたしますので、斉藤吉成氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、斉藤吉成氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(4,008株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数40個を含めております。

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	100(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	100	—	—
所有株券等の合計数	100	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 小野秀夫氏は、小規模所有者に該当いたしますので、小野秀夫氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、小野秀夫氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(2,764株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数27個を含めております。

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	68(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	68	—	—
所有株券等の合計数	68	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 及川泰男氏は、小規模所有者に該当いたしますので、及川泰男氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、及川泰男氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(827株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数8個を含めております。

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	62(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	62	—	—
所有株券等の合計数	62	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 若林功一氏は、小規模所有者に該当いたしますので、若林功一氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、若林功一氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(1,974株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数19個を含めております。

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	29(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	29	—	—
所有株券等の合計数	29	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 近藤正氏は、小規模所有者に該当いたしますので、近藤正氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、近藤正氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(1,990株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数19個を含めております。

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	40(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	40	—	—
所有株券等の合計数	40	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 鈴木高德氏は、小規模所有者に該当いたしますので、鈴木高德氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	39(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	39	—	—
所有株券等の合計数	39	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 七間清孝氏は、小規模所有者に該当いたしますので、七間清孝氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、七間清孝氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(926株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数9個を含めております。

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	109(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	109	—	—
所有株券等の合計数	109	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 寺西耕一氏は、小規模所有者に該当いたしますので、寺西耕一氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(平成27年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	29(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	29	—	—
所有株券等の合計数	29	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 橋本雅司氏は、小規模所有者に該当いたしますので、橋本雅司氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、橋本雅司氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(2,764株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数27個を含めております。

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	45(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	45	—	—
所有株券等の合計数	45	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 木嶋純氏は、小規模所有者に該当いたしますので、木嶋純氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月5日現在)(個)(g)」に含めておりません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、(a)対象者と当社の資本業務提携が強化されることで、対象者及び当社の経営基盤の強化、事業ノウハウ、経営資源等の有効活用が可能になると考え、本公開買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると考えられること、(b)本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件には一定の合理性が認められると考えられることから、平成27年2月4日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される方針であることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議したとのことです。

なお、対象者のかかる意思決定の過程に係る詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の同意」をご参照ください。

(2) 本基本合意書の概要

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」のとおり、当社と対象者は、平成27年2月4日付けで、本基本合意書を締結いたしました。本基本合意書の概要については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
月別	平成26年8月	9月	10月	11月	12月	平成27年1月	2月
最高株価	1,825	1,920	1,949	1,830	2,172	2,387	2,367
最低株価	1,698	1,776	1,684	1,725	1,816	2,060	2,251

(注) 平成27年2月については、2月4日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第55期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月27日関東財務局長に提出

事業年度 第56期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月27日関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第57期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日） 平成26年11月7日関東財務局長に提出

事業年度 第57期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日） 平成27年2月13日関東財務局長に提出予定

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社 J S P

（東京都千代田区丸の内三丁目4番2号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 平成27年3月期（第57期） 第3四半期決算短信の公表

対象者は、平成27年2月4日に、「平成27年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しています。当該公表に基づく、平成27年3月期第3四半期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

① 損益の状況（連結）

会計期間	平成27年3月期（第57期） 第3四半期連結累計期間
売上高	88,241百万円
売上原価	66,657百万円
販売費及び一般管理費	17,182百万円
営業外収益	569百万円
営業外費用	220百万円
四半期純利益	3,504百万円

② 1株当たりの状況（連結）

会計期間	平成27年3月期（第57期） 第3四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	117.55円
1株当たり配当額	—円
1株当たり純資産額	2,064.94円

【公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移】

【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、平成26年12月31日現在、当社（三菱瓦斯化学株式会社）及び子会社88社、関連会社37社により構成されており、当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に関わる位置付けは次のとおりであります。

[天然ガス系化学品事業]

メタノール、アンモニア、アミン系製品、メタクリル酸系製品、多価アルコール類、酵素・補酵素類、原油等の製造・販売を行っております。

主な関係会社

(株)日本ファインケム 日本パイオニクス(株) エーアンドシー(株) 木江ターミナル(株) 海洋運輸(株) 国華産業(株) 菱陽商事(株) MITSUBISHI GAS CHEMICAL SINGAPORE PTE. LTD.

MITSUBISHI GAS CHEMICAL AMERICA, INC. ポリオールアジア(株) 岩井海運(有) KSK (PANAMA) CORP.

GLORIOUS&KSK (PANAMA) S. A. VIGOROUS&KSK (PANAMA) S. A. COURAGEOUS&KSK (PANAMA) S. A.

日本・サウジアラビアメタノール(株) METANOL DE ORIENTE, METOR, S. A.

(株)東邦アーステック BRUNEI METHANOL COMPANY SDN. BHD. 特胺菱天（南京）精細化工有限公司

[芳香族化学品事業]

キシレン異性体及びその誘導品等の製造・販売を行っております。

主な関係会社

エイ・ジイ・インタナショナル・ケミカル(株) MGC ADVANCED POLYMERS, INC. フドー(株)

菱陽商事(株) MITSUBISHI GAS CHEMICAL AMERICA, INC. (株)フドーテクノ 太陽産業(株)

水島アロマ(株) シージーエスター(株)

[機能化学品事業]

過酸化水素等工業用無機薬品類、電子工業用薬品類、エンジニアリングプラスチック等の製造・販売を行っております。

主な関係会社

三菱瓦斯化学工程塑料（上海）有限公司 永和化成工業(株) 共同過酸化水素(株)

P. T. PEROKSIDA INDONESIA PRATAMA 三永純化(株) MGC PURE CHEMICALS AMERICA, INC.

THAI POLYACETAL CO., LTD. 東洋化学(株) MGC フィルシート(株) (株)東京商会 菱江化学(株)

三菱エンジニアリングプラスチック(株) 韓国エンジニアリングプラスチック(株)

MGC PURE CHEMICALS SINGAPORE PTE. LTD. 巨菱精密化学股份有限公司

蘇州菱蘇過酸化水素有限公司 MITSUBISHI GAS CHEMICAL AMERICA, INC. エムジーシー大塚ケミカル(株)

THAI POLYCARBONATE CO., LTD.

[特殊機能材事業]

プリント配線板用材料、プリント配線板、脱酸素剤「エージレス®」等の製造・販売を行っております。

主な関係会社

MGCエレクトロテクノ(株) 米沢ダイヤエレクトロニクス(株) 日本サーキット工業(株) (株)東京商会

菱江化学(株) MITSUBISHI GAS CHEMICAL AMERICA, INC. MGC ELECTROTECHNO (THAILAND) CO., LTD.

[その他の事業]

上記事業に属していない上場関連会社、不動産事業等を含んでおります。

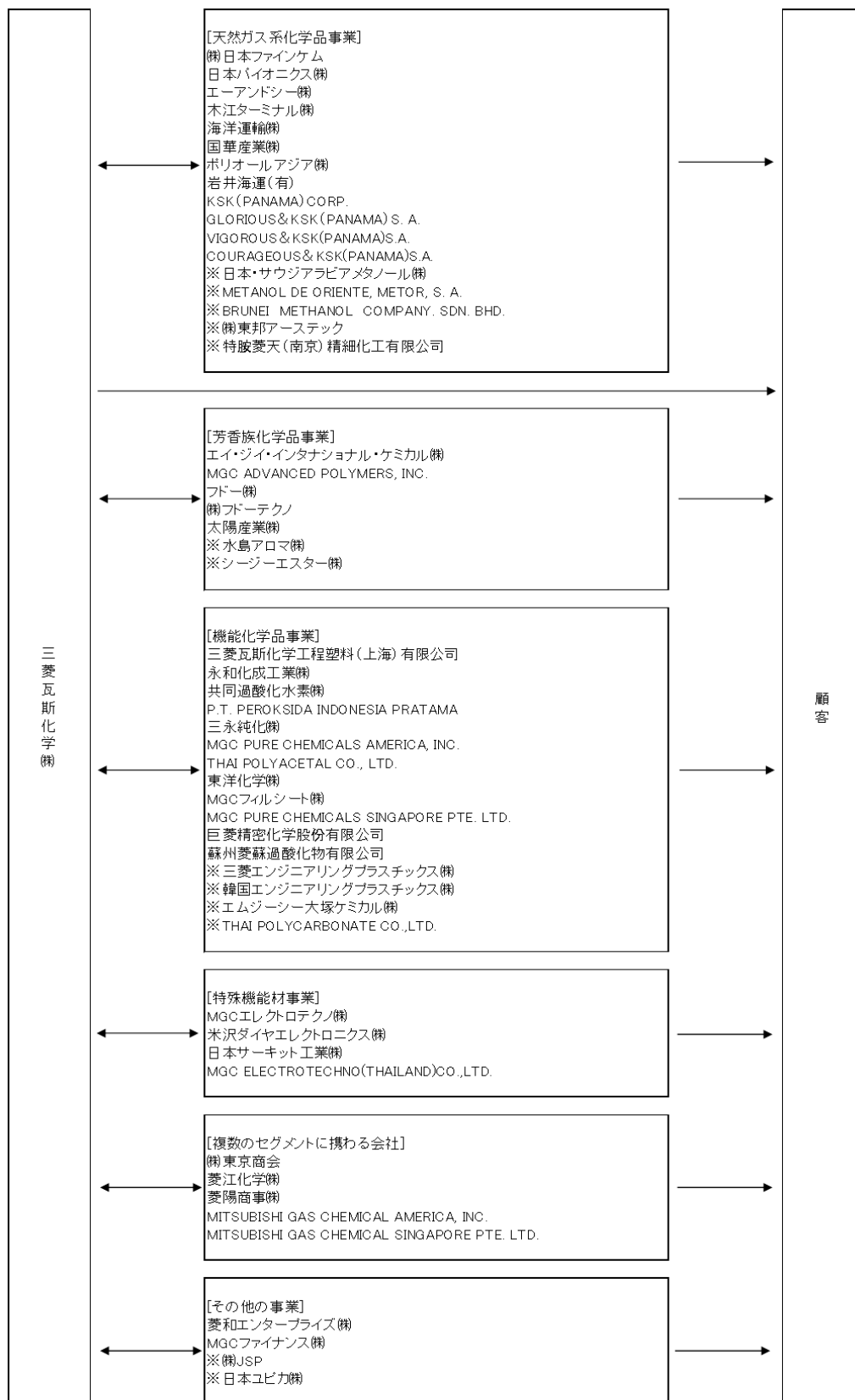
主な関係会社

菱和エンタープライズ(株) MGCファイナンス(株) (株)J S P 日本ユピカ(株)

（注）複数のセグメントに携わる関係会社はそれぞれのセグメントに含めております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 1. 無印: 連結子会社 ※: 持分法適用会社

2. 矢印は、製品の販売、原材料の購入、製造技術の供与、役務の提供を表しております。

【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第83期	第84期	第85期	第86期	第87期
決算年月		平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
売上高	(百万円)	384, 528	451, 033	452, 217	467, 979	534, 670
経常損益	(百万円)	7, 365	36, 394	26, 116	27, 651	30, 735
当期純損益	(百万円)	5, 827	18, 950	12, 327	△7, 793	14, 971
包括利益	(百万円)	—	16, 561	8, 141	8, 812	37, 541
純資産額	(百万円)	278, 094	288, 257	292, 111	294, 895	324, 138
総資産額	(百万円)	539, 431	577, 045	595, 250	613, 908	658, 117
1 株当たり純資産額	(円)	595. 56	615. 25	623. 46	628. 40	691. 88
1 株当たり当期純損益金額	(円)	12. 89	41. 92	27. 28	△17. 25	33. 14
潜在株式調整後 1 株当たり当期純損益金額	(円)	12. 61	41. 00	27. 01	—	—
自己資本比率	(%)	49. 91	48. 19	47. 32	46. 24	47. 48
自己資本利益率	(%)	2. 18	6. 92	4. 40	△2. 76	5. 02
株価収益率	(倍)	43. 67	14. 24	20. 27	—	17. 56
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	31, 326	39, 773	37, 348	31, 169	27, 182
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△33, 662	△24, 626	△37, 274	△30, 818	△29, 883
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△15, 354	△1, 849	△9, 876	△14, 356	7, 124
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	36, 048	46, 768	35, 701	26, 907	37, 310
従業員数	(人)	4, 920	4, 979	5, 216	5, 323	5, 445

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第86期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純損益金額については、1 株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第87期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純損益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 公開買付者の経営指標等

回次		第83期	第84期	第85期	第86期	第87期
決算年月		平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
売上高	(百万円)	278,955	340,007	349,892	368,831	417,265
経常損益	(百万円)	307	14,351	18,126	27,700	27,478
当期純損益	(百万円)	4,578	4,724	7,390	△7,788	5,147
資本金	(百万円)	41,970	41,970	41,970	41,970	41,970
発行済株式総数	(千株)	483,478	483,478	483,478	483,478	483,478
純資産額	(百万円)	174,966	181,327	183,326	174,953	177,092
総資産額	(百万円)	375,704	396,888	402,532	397,658	397,812
1株当たり純資産額	(円)	387.07	401.16	405.76	387.31	392.08
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	8.00 (4.00)	8.00 (4.00)	12.00 (6.00)	12.00 (6.00)	12.00 (6.00)
1株当たり当期純損益金額	(円)	10.13	10.45	16.36	△17.24	11.40
潜在株式調整後1株当たり当期純損益金額	(円)	9.90	10.22	16.20	—	—
自己資本比率	(%)	46.57	45.69	45.54	44.00	44.52
自己資本利益率	(%)	2.63	2.65	4.05	△4.35	2.92
株価収益率	(倍)	55.59	57.12	33.81	—	51.07
配当性向	(%)	78.99	76.54	73.37	—	105.30
従業員数	(人)	2,282	2,331	2,371	2,399	2,434

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第86期の潜在株式調整後1株当たり当期純損益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第87期の潜在株式調整後1株当たり当期純損益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
売上高 (百万円)	81,597	91,971	93,397	96,038	112,128
経常利益 (百万円)	5,540	7,874	5,536	4,927	6,509
当期純利益 (百万円)	3,209	4,881	3,100	3,324	4,404
包括利益 (百万円)	—	2,709	1,924	6,808	10,462
純資産額 (百万円)	45,912	46,481	47,362	53,431	62,375
総資産額 (百万円)	86,197	89,152	89,072	95,565	108,420
1株当たり純資産額 (円)	1,391.92	1,470.44	1,499.89	1,671.55	1,940.48
1株当たり当期純利益 (円)	103.35	161.25	103.98	111.49	147.73
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	50.1	49.2	50.2	52.2	53.4
自己資本利益率 (%)	7.7	11.2	7.0	7.0	8.2
株価収益率 (倍)	10.8	9.5	11.9	12.5	10.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	11,283	7,840	5,532	7,522	7,200
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△4,115	△5,197	△6,138	△5,783	△8,430
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△4,698	△475	△3,602	△1,160	190
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	9,069	10,487	5,976	7,015	6,972
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数] (名)	2,050 [283]	2,271 [305]	2,420 [338]	2,587 [486]	2,735 [392]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第54期、第55期及び第56期においては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第52期及び第53期においては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 対象者の経営指標等

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
売上高 (百万円)	50,875	55,785	54,623	55,442	61,952
経常利益 (百万円)	3,169	4,709	3,076	2,673	3,368
当期純利益 (百万円)	1,573	3,248	2,208	2,046	2,771
資本金 (百万円)	10,128	10,128	10,128	10,128	10,128
発行済株式総数 (株)	31,413,473	31,413,473	31,413,473	31,413,473	31,413,473
純資産額 (百万円)	34,069	35,202	36,633	37,728	39,657
総資産額 (百万円)	64,815	68,943	69,695	70,949	75,023
1株当たり純資産額 (円)	1,097.21	1,180.63	1,228.65	1,265.40	1,330.14
1株当たり配当額 (円)	19.00	30.00	30.00	30.00	30.00
(1株当たり中間配当額) (円)	(7.00)	(15.00)	(15.00)	(15.00)	(15.00)
1株当たり当期純利益 (円)	50.67	107.30	74.06	68.63	92.97
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	52.6	51.1	52.6	53.2	52.9
自己資本利益率 (%)	4.7	9.4	6.1	5.5	7.2
株価収益率 (倍)	22.1	14.3	16.7	20.3	17.1
配当性向 (%)	37.5	28.0	40.5	43.7	32.3
従業員数 (名)	664	670	681	706	698

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3. 第52期の1株当たり配当額19円には、東京証券取引所上場20周年記念配当5円を含んでおります。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第54期、第55期及び第56期においては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第52期及び第53期においては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。